JICA研究所　研究プロジェクト紹介

紛争とジェンダーに基づく暴力（GBV）

被害者の救援要請と回復プロセスにおける援助の役割
～南スーダン難民を事例に～

紛争影響下の特殊な生活空間では、人々の脆弱性が著しく高まる一方で、加害者処罰が困難となることなどから、社会的性（ジェンダー）に基づく身体的、精神的、性的暴力（Gender-Based Violence: GBV）が生じやすくなります。GBV被害は、個人の心と体に大きなダメージを与えるだけでなく、その被害を他人に伝え、助けを求めることに対する心理的・社会的障壁が高い問題です。JICA研究所では、紛争影響下で生じるGBVの問題と被害者支援の課題について考える研究プロジェクトを行っています。

目次

1. 研究概要 p2
2. 調査結果 pp3-5
   ①難民のGBV認識 p3
   ②難民の身近なGBV p3
   ③難民が語ったGBV体験 p4
   ④援助要請の経路 p5
   ⑤援助要請の障害は何か p5
3. もっと知ろう、平和と女性のこと
   2つの国際規範 p6

1 研究概要

ウガンダにいる南スーダン難民へ聞き取り調査を行いました。

JICA研究所は、ウガンダのNGOであるワー・チャイルド・カナダ（WCC）を現地パートナーとして、紛争影響下の難民コミュニティにおける、①GBVに対する認識、②被害者の救援要請行動、③被害者周辺の人々やコミュニティによる救援活動と障害についてインタビュー及びフォーカス・グループ・ディスカッション(FGD)による聞き取り調査を行いました。

調査地

調査地は、南スーダン難民が大量に流出している北部ウガンダの難民居住地と首都カンパラの6か所です。

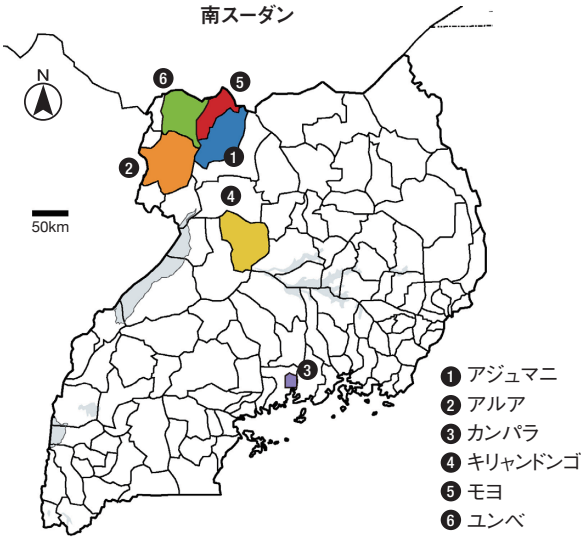

調査手法

援助要請のマップ作成を含むFGD及び個別インタビューを実施しました。

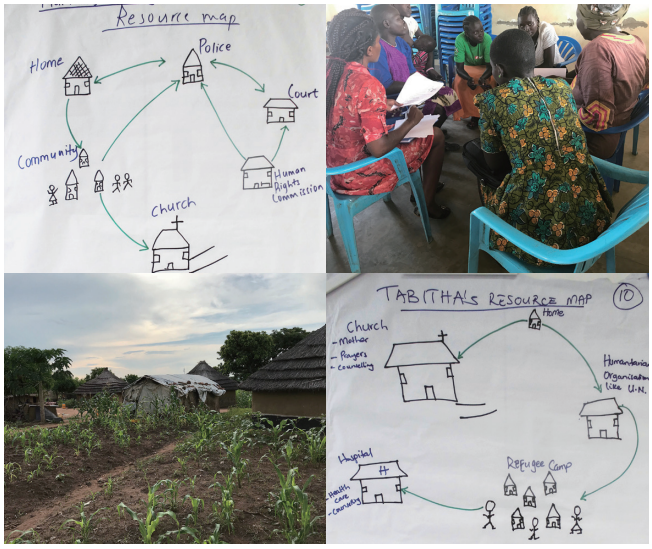

（左上・右下）参加者が描いた援助要請経路
（右上）ディスカッションの様子（左下）居住地

参加者

フォーカスグループディスカッション 12 件

2018年にウガンダの南スーダン難民居住区で実施したフォーカス・グループ・ディスカッション（FGDs）には、男女計153名、個別インタビューには男女計122名が参加しました。FGDは、男女別々のグループで行いました。

難民の多くは、紛争によって身の危険を感じて逃げてきました。逃れた後も、彼らの多くが将来への不安や困難を抱えています。調査参加者の多くは、2年以上居住区で生活しており、長い人では29年の長い年月を居住区で過ごしています。

122 人に対する個別インタビュー

2 調査結果

1 難民のGBV認識

【インタビューによる暴力と援助要請の権利に関する認識：理想的回答とのギャップ】

参加者はGBV及び援助要請に関する以下の質問に「そう思う」「そう思わない」と回答した。

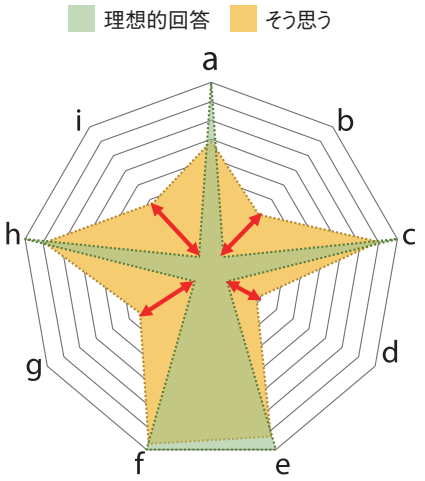

暴力と援助要請の権利に関する考え

a）パートナー間の性暴力は犯罪であり、加害者は罰せられるべき。
b）パートナー間の性暴力は罪ではなく、人間関係の問題である。
c）家族以外の人間による性暴力は犯罪であり、罰せられるべき。
d）家族外の人によるGBVは、家庭内で秘密にされるべき。
e）家庭内で発生するGBVであっても、被害者やその家族は支援を要請すべき。
f）家族外の人によるGBVは報告するべき。被害者は被害を報告し支援要請がある。
g）家庭内で発生するGBVに家庭外の人が関与してはならない。
h）DVは人権侵害であり、もし自分が被害者になったら支援を要請するか家を出る。
i）DVは家庭内の問題であり、受け入れるしかない。

特にb,d,g,iの質問項目について、理想的回答（緑色）と回答（黄色）の間にギャップが見られた。暴力は罰せられるべきと認識しながらも家庭内暴力（DV)や近親者からの暴力（IPV）については、性暴力であっても、犯罪ではなく家庭内の問題として隠すべきで、公にされるべきではないと認識している。

2 難民の身近なGBV

【FGDで語られた暴力】

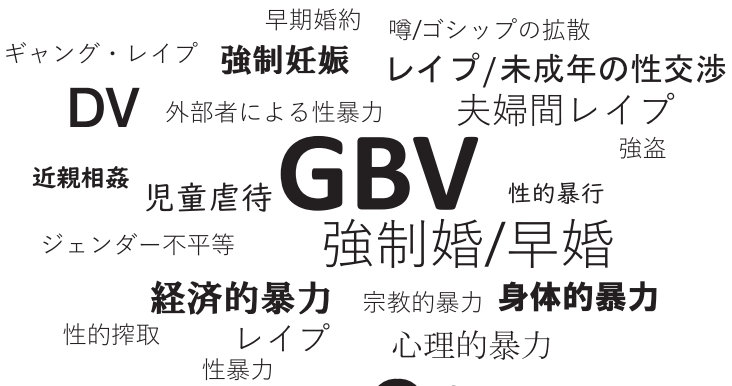

被害者の親は、自分達の娘が男性に「使われた」ことを認めたくないため、支援を要請するよりもコミュニティ内で娘の被害経験が公にならないよう注意を払っている。（FGDより）

参加者らは、内戦中に自身の愛する人や近隣住民がレイプされたり殺されたりする様子を目撃した経験について言及した（FGDより）

FGD参加者は、身近なGBVとして家庭内暴力、強制婚、レイプといった事例を多く語った。強制婚や早婚といった慣習を反映したGBVも多く語られた。

3 難民が語ったGBV体験

(a) 武装集団による紛争下でのレイプ

（30-40代、男性、カンパラ）

襲撃を受けた2014年、私は妻のほか、自分の姉妹と、その娘である17才と19才の姪たちと暮らしていた。内戦中は政府勢力によって階層の高い人が攻撃の標的となっており、私も友人から自宅に寝泊まりしないよう助言されたため、妻にそれを伝えて自宅を離れた。後日、武装した男達が無理やり門を開けて自宅前まで辿り着き、ドアを開けなければ全員撃ち殺すと脅した。奴らの目的は私だったが、同居していた17才と19才の姪達は恐怖でドアを開けてしまい、叫び声をあげた。妻は子ども達とベッドの下に隠れ、そこから4人の男達が姪らをレイプしているのを目撃したが、他に成す術が無かったという。私は自宅にいないようだと言って男達が去ると、妻は私に電話で一部始終を説明し、翌朝、自宅に着くと姪達の悲惨な状況を目の当たりにした。政府内の友人からスーダンを離れた方が良いと言われたので、私は姪の母親に連絡し、状況を説明した。姪達が医療支援を受けられるよう妻に現金を託し、教会にカウンセリングに連れて行くよう伝えてウガンダに逃れて来た。

奴ら（武装集団）は、政府と親しかった私に他国での仕事を依頼してきた。私はそれを断ったため、生死の選択を迫る目的で自宅まで来て、私を引き渡さないと拷問をすると姉妹を脅迫した。私はとっさに身を隠し、姉妹が私の不在を告げると、奴らは彼女らを拷問の上、レイプした。その間、私は隠れてその様子を見ているしかなく、他の近所住民にも拷問や焼き打ちを行った。

（30-40代、男性、カンパラ）

(b) 難民居住区に移動後のDVと支援要請

（30-40代、女性、モヨ）

近所に、難民登録を別々に行っている夫婦がいる。先に居住区に到着し難民登録を行った妻は、後から到着した夫を受け入れなかった。彼女は夫に対して新たに個別登録し、割り当ての土地と難民認定証を入手するよう求めたので、夫は家族と再び暮らすためにOPM（首相府の出張機関）などを通じて登録の手続きに着手した。しかし手続きは時間を要し、彼は結局それを諦めて妻のもとに戻ったため両者は喧嘩になり、妻はあざが出来るほど殴られた。近所住民が介入し、平和に暮らすよう助言したが状況は変わらず、事態は難民のブロックリーダーに報告された。その後、リーダーが警察に報告し、妻は警察の対応でヘルスセンターに送られ、治療を受けた。似たようなDV被害は多く、時には妻が世帯主として難民登録されていることが原因で南スーダンに帰国する男性や、IDカードを所持しないままの男性もいる。

ある男性難民は常に暴力的で、妻に頻繁に殴りかかり、アルコールを買うために家族に配布された食糧を売ったりしていた。難民福祉協議会がこの問題を解決しようとした時も、男性の方がそれを拒否している。後日、男性が妻にあたる女性に殴りかかり、手をなたで切り落とす事件が起きた。これをきっかけに難民福祉協議会のGBV担当者が介入し、役所の担当部署に報告すると、役所は彼らを引き離し、女性に新たに難民認定証を発行することで独自に食糧品の配給を得られるように手配した。それにより、彼女は個別に食料の配布を受けられることとなり、現在は両親及び子どもたちと共に暮らしている。役所は、彼女に対して土地の割り当てを与える計画も進めている。

（18-20代、女性、モヨ）

※実体験よりも見聞きした内容が中心であったが、身近な被害経験と援助要請の経路を理解するための例として引用する。

2 調査結果（続き）

4 援助要請の経路

DVのケース

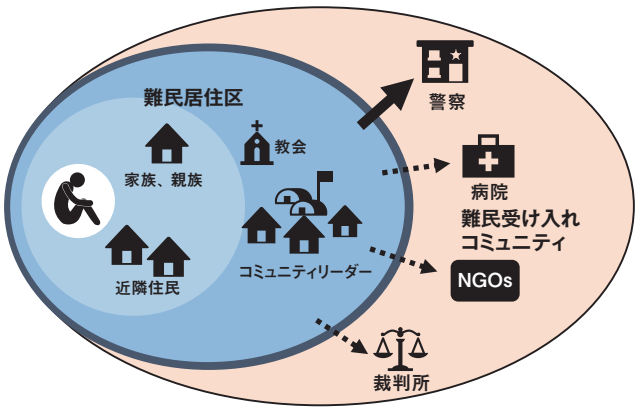

レイプのケース

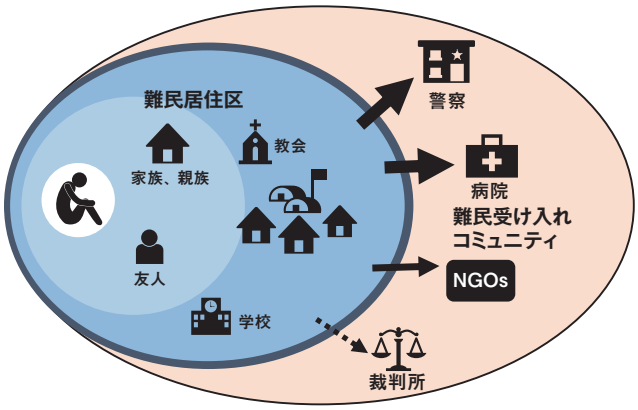

—参加者は、DV、レイプのケースともに、被害に応じて様々な援助要請経路があることを示した。
—まず、難民コミュニティにある教会や難民コミュニティリーダーに援助要請を行う。
—大けがや殺人など問題が大きい場合には、警察、病院、NGOなど難民居住区外に、難民コミュニティリーダーを通じて連絡をする。

5 援助要請の障害は何か

ー 援助要請の障害は、まずはスティグマへの恐怖、そして行政や司法からの支援に対する期待値の低さがあることが分かった。
ー 情報不足は啓発活動によって改善されており、物理的障害の訴えも比較的少なかった。

3 もっと知ろう、平和と女性のこと

【2つの国際規範】

国連安保理決議1325号（2000年）

女性、平和、安全保障（WPS）

2000年に国連安全保障理事会は、紛争が女性に及ぼす不当に大きな影響を取り上げ、GBVを含むあらゆる形態の暴力から女性と女児を保護するための決議1325号（女性、平和、安全保障：WPS）を採択しました。現在では女性や女児だけではなく、すべての人々に対する紛争影響下におけるGBV被害に対する行動が求められています。
WPS関連決議の履行のため、国連加盟国には、各国特有の状況やこれまでの取組等を反映した形で「国家行動計画（National Action Plan)」の策定を呼び掛けています。日本は2015年に独自の国家行動計画を策定しました。

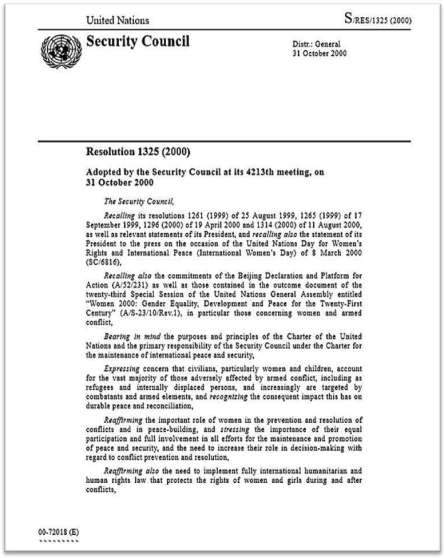
United Nations S/RES/1325 (2000)

Security Council

Distr.: General
31 October 2000

Resolution 1325 (2000)

Adopted by the Security Council at its 4213th meeting, on 31 October 2000

The Security Council,

Recalling its resolutions 1261 (1999) of 25 August 1999, 1265 (1999) of 17 September 1999, 1296 (2000) of 19 April 2000 and 1314 (2000) of 11 August 2000, as well as relevant statements of its President, and *recalling also* the statement of its President to the press on the occasion of the United Nations Day for Women's Rights and International Peace (International Women's Day) of 8 March 2000 (SC/6816),

Recalling also the commitments of the Beijing Declaration and Platform for Action (A/52/231) as well as those contained in the outcome document of the twenty-third Special Session of the United Nations General Assembly entitled "Women 2000: Gender Equality, Development and Peace for the Twenty-First Century" (A/S-23/10/Rev.1), in particular those concerning women and armed conflict,

Bearing in mind the purposes and principles of the Charter of the United Nations and the primary responsibility of the Security Council under the Charter for the maintenance of international peace and security,

Expressing concern that civilians, particularly women and children, account for the vast majority of those adversely affected by armed conflict, including as refugees and internally displaced persons, and increasingly are targeted by combatants and armed elements, and *recognizing* the consequent impact this has on durable peace and reconciliation,

Reaffirming the important role of women in the prevention and resolution of conflicts and in peace-building, and *stressing* the importance of their equal participation and full involvement in all efforts for the maintenance and promotion of peace and security, and the need to increase their role in decision-making with regard to conflict prevention and resolution,

Reaffirming also the need to implement fully international humanitarian and human rights law that protects the rights of women and girls during and after conflicts,

00-72018 (E)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

持続可能な開発目標（SDGs）

紛争影響下でも「誰一人取り残さない」社会を目指して

持続可能な開発目標（SDGs）の理念は「誰一人取り残さない」をスローガンに掲げています。紛争影響下のGBVは、目標5「ジェンダー平等の達成と女性と女児のエンパワーメント」、そして目標16「平和と公正をすべての人に」にかかわっています。SDGsの目標への貢献と理念の実現に向けて、私たちは紛争影響下のGBV被害者の支援につながる研究に取り組みます。

本研究プロジェクトに関する情報は、報告書等を通じて随時公開していきます。
下記のホームページにアクセスしてください。

JICA研究所『紛争とジェンダーに基づく暴力：
被害者の救援要請と回復プロセスにおける援助の役割』
https://www.jica.go.jp/jica-ri/ja/research/peace/20170417-20190831.html

JICA Research Institute

独立行政法人　国際協力機構　JICA研究所
〒162-8433　東京都新宿区市谷本村町10-5
TEL: 03-3269-2911 FAX: 03-3269-2054
URL: https://www.jica.go.jp/jica-ri/ja/index.html